狭山事件・再審請求における最高検の証拠開示等に関する質問主意書

提出者 北川れん子

狭山 事件 ・再審請求における最高検の証拠開 示等に関する質問 主意書

か ん箱六個分 狭 Ш 裁判 は、 (三メートル) 現在第二次再審の特別抗告審という段階であるが、 程度もあると回答した証拠の開示を今なお最高検は行おうとしておらず、 九九九年三月、 当時の担 一当検事が、 ま み

た、最高裁も開示勧告を行っていない。

罪は

晴れた訳ではない。

狭 山事件の被告とされた石川一雄さんは、三十一年七ヶ月にも及ぶ拘禁生活の後、 仮出獄された今も 冕

んという、 「にんげん」一人の命運を左右する重大事に際し、 全く不条理なことである。

まだ私には見えない手錠がかかっている』と、

無実を叫び続けている。

石川

雄さ

狭 Ш 事件発生の一九六三年五月一 日から四十年目の二〇〇三年五月一日、 石川一雄さんについて 『埼 玉新

聞 は一面トップで 「再審なれば、 無罪分かる」と報じ、 また 『東京新聞』 は、 現地 の埼玉県狭山 市 で行 わ

れた五月一七日集会の模様を翌日一八日に報じており、さらに 『朝日新聞』 は石川早智子さんの最高裁 への

要請を五月二三日に、 他紙も大・小はあるが狭山事件について報道し、 検察官が裁判に証拠として出してい

ない公判未提出証拠の弁護側 への証拠開示、 事実調べについてふれてい

情報公開が市民の権利として進められている世界的な趨勢の中、 アメリカでは世界に先駆け証拠開示が制

り、 財である」という位置づけがされ、 されている。 度化され、 をはじめ先進諸国で証拠開示がルール化、 判例で証拠開示を義務付けた。そこでは「証拠は有罪獲得のための手段でない。 証 |拠開| イギリスでは証拠開示法が制定されており、 示で無罪となり、 カナダでは、 マイノリティであり先住民であるネイティブ・カナディアンへの冤罪事件 政府は王立委員会をつくり証拠開示が行われておれば冤罪は起こらなかったと 根本的な発想の転換がなされている。このように九〇年代にはイギリス 義務化されている。 オーストラリアでは全面開示する継続的義務が負わ これらは、 冤罪や誤判事件の原因調査 正義実現のための公共 一の中か が 起こ

利となる証拠、 手持ちのすべての証拠にアクセス出来るよう」法律や実務を改善することを勧告している。 また、 九九八年十月には、 検事にとって不利な証拠を開示しないことは国際的にも認められないことである。 国連 の自・ 由権規約委員会が狭 山事件を取り上げ、 日本政府に対して 被告にとって有 「検察官

らの教訓として制定されており、

世界の流れとなっている。

置された司法制度改革推進本部の 期・範囲等に関するルールを法令により明確化」すべきとしている。 司 法制度改革審議会の最終意見は、 「裁判員制度・刑事検討会」 「争点整理のための証拠開示の拡充が必要」とし、 が、 証拠開示や国民の司法参加のありかた 審議会の最終意見を受けて、 証 拠 内 閣 開 宗の時 に設

も一~二年という迅速化が目前 (裁判員制度) の制度設計や立法化のための検討作業を現在行っている。 の現在、 狭山事件第二次再審の特別抗告審における検察、 裁判員制度の導入で、 裁判所の姿勢では 刑事 裁判で

冤罪に苦しむ人々をさらに増やしていくのではないかと危惧を抱かざるをえない。

このような状況を踏まえて、以下、質問する。

一九九九年三月二三日、 り、 になった。 リストと照合して整理した。 回答した未開示証拠の存在及び具体的な数量等について述べられよ。 その都度折衝をはじめからやりなおさなければならないという異常な事態が続いている。 以後、 弁護団では再三再四、 東京高検と証拠開示折衝の際、 積み上げると二~三メートルになる」と回答し、 証拠開示を求めている。 弁護団に当時の担当検事 しかし、 その後、 未開 十人も担当検事 示証拠の存在が (會田検事)が 會田 |検事が 明らか が 「証拠 かわ

スト開 と弁護側に言っているが、 この間、 示の是非について述べられよ。 最高検は 「証拠リスト」さえ開示することなく、逆に 証拠を特定するためには、リストの開示が前提であることは論を待たない。リ 「証拠を特定すれば (開示を) 考える」

 \equiv 免田事件、 財田川事件、 松山事件、 徳島事件、 梅田事件、 日野町事件などでは、 証拠やリストが開示さ

れているにもかかわらず、 狭山事件では開示されていない。 差別的対応だと思われるが、 その理由を述べ

られよ。

匹 この間、 いくつかの団体が最高検を訪れ、 検察事務官と会い、 要請を行っているが、 回答がなく、 検

察官に、 伝えています。」というのみである。 質問や問いかけになぜ回答できないのか、 その理由を述べ

られよ。

五 要請をうける事務官は、ただ、三十分間をやりすごせばいいという姿勢で、 「個人の見解は差し控えさ

せていただきます」というのみで、会話さえ成立しない状況である。 事務官にしゃべらないようにという

教育などがなされているのか、述べられよ。

六 「次は、 回答できる方に会わせてほしい」と要請しても実現されない。 担当検察官に会う手立てについ

て述べられよ。

七 最高検では、 部落差別問題をはじめとする人権問題の研修がなされているのか。カリキュラムなど詳細

について具体的に述べられよ。

八 最高検の使命は、 「国民」に良質な司法サービスを提供することにあるのであり、 「国民」 の要請や問

いかけには誠実に説明責任を果たすことが求められていると考える。しかしながら、この間の対応にはそ

うした認識の欠片も見受けられず、居丈高で傲慢不遜な態度に終始されている。職責遂行の原点に立ち返

り、人間らしい対応をすべきだと思うが、如何、お考えか。述べられよ。

右質問する。